

# 茨城県糖尿病協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は茨城県糖尿病協会（以下「本会」という）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は役員会の定めるところに置く。

(目 的)

第3条 この会は、糖尿病の治療及び予防に関する正しい知識の普及を図り、会員及び地域住民の健康増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 糖尿病に関する講演会、その他所要の教育啓発・学習・研修活動
- (2) 会報の発行及び糖尿病に関する必要書類の配布
- (3) 前に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員及び会費

(種 別)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

(入 会)

第6条 (1) 会員の入会は本会管轄の分会に申し込むものとする。  
(2) 賛助会員の入会は本会に申し込むものとする。

(会 費)

第7条 (1) 正会員は別に定める会費を納入する。なお、会費は原則として1年分を前納するものとする。  
(2) 賛助会員は別に定める会費を納入する。

(退 会)

第8条 会員の退会は各分会等に申し出る。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 (1) 本会に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上 2. 監事 2名

(2) 理事は互選により次の役職を定める。

1. 会長 1名 2. 副会長 若干名

(3) 本業務の適正な運営を図るため顧問を置くことができる。

(選出等)

第11条 (1) 理事および監事は総会において選出する。

(2) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務権限)

第12条 (1) 会長は本会を総理し、本会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐して本会の会務を処理し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

(3) 理事は理事会を構成し協同して会務を執行する。

(4) 監事は会の事業並びに会計を監査し理事会に報告する。

(任期)

第13条 (1) 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(2) 役員に欠員を生じたときは、補欠者の選出、または選任を行う。この場合補欠者の任期は前任者の残存期間とする。但し、業務の運営に支障のないときは、次の改選時まで欠員の補充をしないことができる。

### 第4章 会議

(総会)

第14条 (1) 総会は通常総会と臨時総会とする。

(2) 総会は役員及び分会代表者をもって構成する。

(3) 総会は次の事項を議決する。

1. 定款の制定および改廃

2. 事業計画、予算、決算、事業報告

3. 役員を選任および解任

#### 4. 会の運営に関する重要事項

- (4) 総会の招集は会長が行い、議長は会長の指名により選任する。
- (5) 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。
- (6) 総会の審議は議事録により記録される。

#### (理事会)

- 第15条 (1) 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。
- (2) 通常理事会は毎年1回開催する。
- (3) 理事会の審議は議事録により記録される。

### 第5章 財務及び会計

#### (経費)

- 第16条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入により支弁する。

#### (事業年度)

- 第17条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第6章 賞罰及び禁止

#### (賞罰)

- 第18条 (1) 会員の内、糖尿病の学習に努め、別に定める糖尿病の自己管理の数値が良好に維持継続され、かつ、分会活動に協力している者に対して表彰することができる。
- (2) 会員の内、本会・分会等の活動に著しい貢献のある個人及び団体ならびに関係機関の功労を表彰することができる。
- (3) 会員の内、定款及びその他の法令に抵触または違反する行為のあった時は、それに相当する処分を行うことができる。

#### (禁止)

- 第19条 会員は公益法人に所属する一員として、本会の活動においては、政治・宗教に関する普及・勧誘および、個人的営利を目的とする販売行為、その他類似の活動を行うことはできない。

### 第7章 細則

- 第20条 この定款に定めない事項並びにこの定款の執行に関する細則は理事会で決める。

- 付則
- (1) 本会の名称を使用する場合は、茨城県糖尿病協会と明記する。
  - (2) この定款は平成 19 年 1 月 1 日から実施する。
  - (3) この定款の改正部分は平成 22 年 3 月 10 日から施行し、  
平成 22 年 1 月 1 日から適用する。
  - (4) 平成 30 年 3 月 28 日 体制変更に伴う名称変更および誤記訂正。